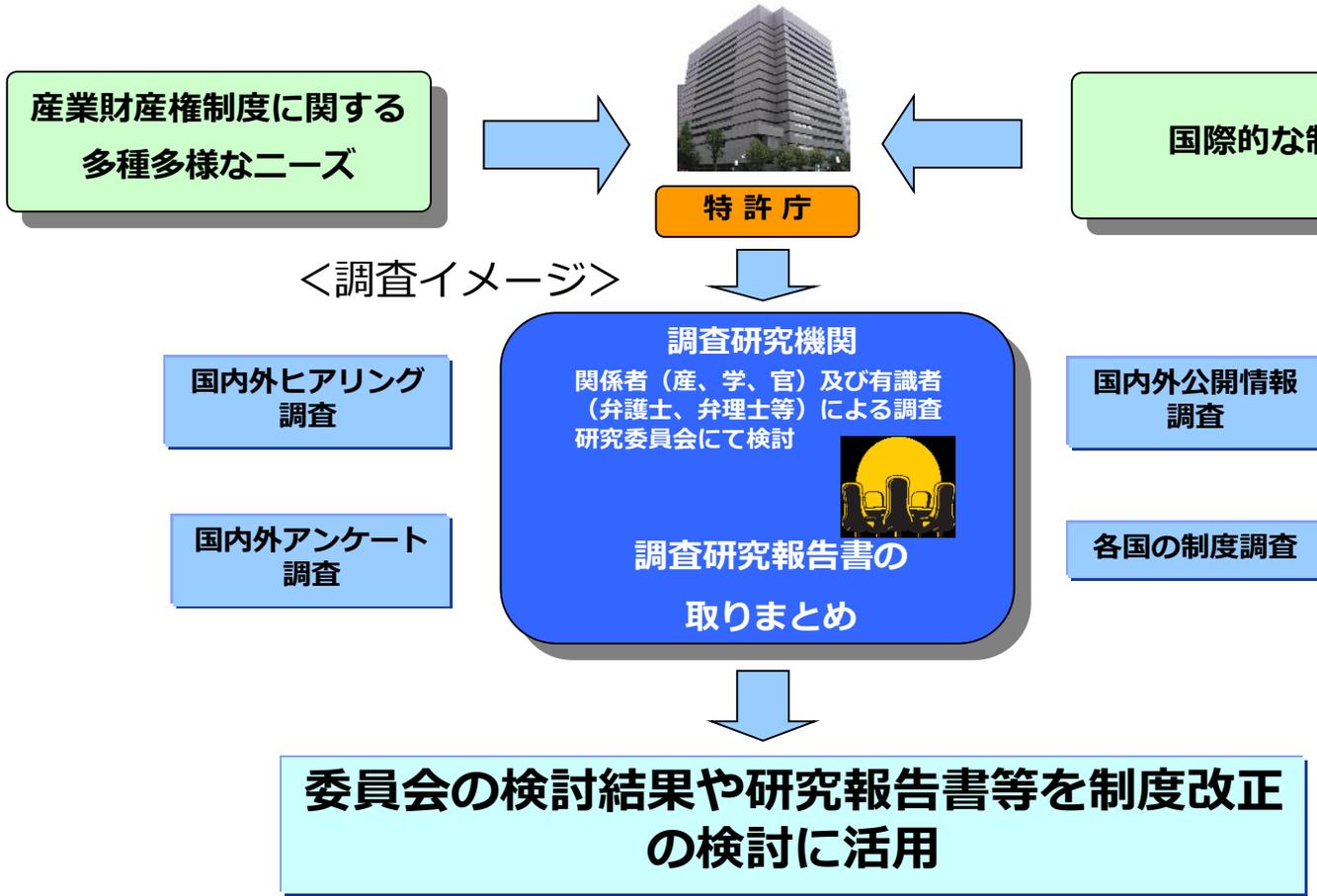


# オープンイノベーションを 促進するための技術分野別契約 ガイドライン（AI等）について

- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



＜詳細について＞  
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和元年度研究テーマ一覧「オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドライン（AI等）に関する調査研究報告書」をご参照ください。  
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

＜お問い合わせ先＞  
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課  
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3  
TEL : 03-3581-1101 (内2156)  
FAX:03-3580-5741

# 調査の俯瞰図

## 背景

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（OI）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいるが、未だ十分な成果を得られていない。

OIを阻害する問題として、企業連携契約に関する知財リスクがある。法務や知財に関する見識を欠いたスタートアップが事業会社と不適切な内容の契約を結ぶことで、イノベーションが阻害される事案が多数報告されている。

## 目的

「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材およびAIの二分野を対象）」「大学と大学発ベンチャーによるOI」をメインターゲットとして、円滑なオープンイノベーションを可能とするモデル契約書とガイドランスを作成する。

### ■ 委員会による検討

計6回の委員会＋ワーキンググループを組成して検討を進めた。

- ・委員長：鮫島正洋  
（内田・鮫島法律事務所 代表パートナー）
- ・委員：7名

### ■ 公開情報調査

4つの分野について、公開情報調査を実施した。

### ■ ヒアリング調査

大学、大学発ベンチャー等（計20法人）に対して実施した。

## まとめ

新素材、AI、大学の3分野でモデル契約書およびタムシートの作成を行った（合計10本を作成）。作成に当たっては、委員会で検討を行った。なお、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。加えて、「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方やOIに必要な考え方の理解を促進するための資料としてガイドランスを作成した。

## 1. 本調査研究の背景・目的

## 2. 本調査研究の実施方法

2.1. 委員会による検討

2.2. 公開情報調査

2.3. ヒアリング調査

## 3. 調査結果

3.1. モデル契約書

3.2. ガイダンス

## 4. まとめ

### 背景

- 日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいるが、未だ十分な成果を得られていない。その原因のひとつに、大企業等の事業会社による中小ベンチャー企業に対する知財搾取の問題が指摘されている。この事業会社によるイノベーション搾取の構造を作り出す主要因が、技術取引契約（秘密保持契約、共同研究、ライセンス契約）である。さらにその背景として、ベンチャー等の知財法務の知識不足、また事業会社のベンチャー等への無理解であることは従来から指摘されているところである。
- 以上の問題意識を背景に、単なる普及啓発に留まらない、対ベンチャーには知財法務の知見を提供しつつ具体の解決策を提示するための手引きとして、対事業会社にはベンチャーと中長期にわたり良好な関係を築き、ひいては持続的なイノベーションを実現するための手引きとして、「オープンイノベーションのための契約ガイドライン」の策定に取り組んできたところである。
- 令和元年度事業では、革新的な新規素材を開発したベンチャーを想定して、当該ベンチャーが自動車部品メーカーである大企業と締結すべきモデル契約書（素材）を検討した。しかし、①令和元年度事業では、調査ターゲットを研究開発型ベンチャーと大企業の連携に限定したが、大学や国立研究所等とそれらと連携する企業の技術契約にも課題があること、②モデル契約書の仮想ベンチャーの技術分野を素材としたが、データの取扱いが重要となるAI分野等の論点が残されている。

### 目的

- 上記背景を踏まえ、本調査研究では、次の調査研究事項を実施することを目的とする。
  - ① 大学及び大学等と連携した実績のある事業者へのヒアリング調査を実施して、その取引実態を踏まえ、OIの成功確度を高めるための手法とその啓発方法について検討する。
  - ② AI関連企業へのヒアリング調査等を実施して、その取引実態を踏まえ、OIの成功確度を高めるための手法とその啓発方法について検討する。

## 2. 1. 委員会による検討（委員会）

- 計6回の委員会を開催し、モデル契約書とガイダンスの検討を行った。

### 委員会メンバー

属性	所属	氏名
法律事務所	内田・鮫島法律事務所 代表パートナー	鮫島 正洋（委員長）
	森・濱田松本法律事務所 パートナー	増島 雅和
会計事務所	江戸川公認会計士事務所 代表パートナー	江戸川 泰路
大学/TLO	東京大学TLO 取締役	天神 雄策
OIプラットフォーム	eiicon company 代表/founder	中村 亜由子
ベンチャー	ピクシーダストテクノロジーズ 代表取締役 COO	村上 泰一郎
	一般社団法人未踏 執行理事CSO /株式会社マクニカ Senior Advisor(顧問)	久池井 淳
大企業	アステラス ベンチャー マネジメント プレジデント	丸山 和徳

## 2. 1. 委員会による検討 (WG)

- 本事業の委員会の下部組織としてワーキンググループを設置して、モデル契約書の作成・編集等を依頼した。ワーキンググループでは、以下の先生方に主にご尽力を頂いた。
- なお、山本飛翔先生には、ワーキンググループの取りまとめ役を担って頂いた。

ワーキンググループで特にご尽力頂いた先生方

所属・氏名	モデル契約書（案）作成時の役割		
	新素材	AI	大学
日比谷パーク法律事務所 アソシエイト／弁護士・弁理士 井上拓	副担当	副担当（PoC契約書）	副担当（ライセンス契約書）
STORIA法律事務所 代表パートナー／弁護士 柿沼太一	副担当	主担当	副担当（ライセンス契約書）
グロービス・キャピタル・パートナーズ キャピタリスト／弁護士 野本遼平	副担当	副担当（秘密保持契約書）	副担当（共同研究開発契約書）
西村あさひ法律事務所 パートナー／ 弁護士 福岡真之介	副担当	副担当（共同研究開発契約書）	副担当（共同研究開発契約書）
中村合同特許法律事務所 アソシエイト 弁護士・弁理士 山本飛翔	主担当	副担当（利用契約書）	主担当

- 「AI」「ロボティクス」「大学」「国研」の4分野について、契約上の問題点とその事例、現場で実践されている解決手法を整理した。

## 調査結果イメージ（「AI」の調査結果の一部を抜粋）

問題点及びその事例	解決手法
<p>知財帰属と利用権</p>	<p>元データの特異性が高いこと等により、知財の帰属の判断基準や知財の範囲が実務上ケースバイケースとなることがある。</p> <p>ベンチャーが元々知財を有するベースモデルと、それをベースに共同開発で作られたカスタマイズモデルの切り分けが難しく、知財の帰属・利用の整理が困難である。</p>
<p>権利関係並びに責任関係の定義</p>	<p>プログラムのソースコード部分は、著作物として扱われる可能性があるが、学習済みモデルを構成する、学習済みのパラメータに対して、著作権の対象となる範囲がどの程度か明瞭に決まっていない。</p> <p>あるデータを学習したAIソフトウェアが、第三者に損害を与えた場合に、その損害がデータに起因するのか、ソフトウェアに起因するのか、現状の不法行為法（生じた結果に寄与した者が責任を負担）では明確な結論を得難い。</p>
	<p>契約の中で、権利の帰属について定めるだけでなく、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していくことで、当事者の目的に応じた枠組みを提示することが望ましい。</p> <p>契約の当事者の求めていることを理解した上で、契約を結ぶことが重要である。たとえば、学習済みモデルの権利を連携事業者に帰属させた上で、開発後、一定期間の目的外利用や競業的利用を相手に禁止する等の対応をすることによって、当事者双方の利益に合致する契約を締結できる場合もある。</p>
	<p>学習済みモデルという定義の中に、どの程度まで含まれているのかの認識のすり合わせを契約交渉前に実施・整理したうえで、契約を締結するのがよい。特にその利用目的や範囲に一定の制限を設けるか否かについて、希望がある場合には、契約書上で明記するのが望ましい。</p> <p>当事者の合意のもと、事業に即した責任の分配方法を明瞭なルールとして定めることが望ましい。また、その交渉に際し、対価の額や支払条件等の設定を交渉ツールとして利用することが有効である。</p>

- 大学7者、大学関連機関（大学系ベンチャーキャピタルおよびTLO）5社、ベンチャーキャピタル2社、大学発ベンチャー3社、大学や大学発ベンチャーとのOIIに知見を有する事業会社1社に対してヒアリングを実施した。加えて、AI分野および大学分野におけるモデル契約書作成の方向性について、有識者へのヒアリングをそれぞれ1回に対して実施した。

### ヒアリング先

分類	組織
大学	A大学
	B大学
	C大学
	D大学
	E大学
	F大学
	G大学
大学関連機関	大学関連機関H
	大学関連機関I
	大学関連機関J
	大学関連機関K
	大学関連機関L
ベンチャーキャピタル	ベンチャーキャピタルM
	ベンチャーキャピタルN
大学発ベンチャー	大学発ベンチャーO
	大学発ベンチャーP
	大学発ベンチャーQ
事業会社	事業会社R
弁護士・公認会計士	弁護士事務所S
	公認会計士事務所T

### 3. 1. モデル契約書（種類）

- 新素材分野における契約（秘密保持、PoC、共同研究開発、ライセンス）、AI分野における契約（秘密保持、PoC、共同研究開発、利用）、大学分野における契約（ライセンス、共同研究開発）における計10本のモデル契約書を作成した。
- なお、対象とする分野については、委員会等での議論を踏まえ、新素材、AI、大学とすることとした。このうち、新素材分野におけるモデル契約書においては、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」を踏まえ、昨年度業務にて作成した契約書を更新している。また、大学のモデル契約書については次年度以降にも継続して検討したうえで公表すべきとの委員会座長判断が下されている。

#### 作成したモデル契約書の種類

分野	モデル契約書
新素材	① 秘密保持契約書 ② PoC契約書 ③ 共同研究開発契約書 ④ ライセンス契約書
AI	⑤ 秘密保持契約書 ⑥ PoC契約書 ⑦ 共同研究開発契約書 ⑧ 利用契約書
大学	⑨ ライセンス契約書 ⑩ 共同研究開発契約書

## 3. 2. ガイダンス

- 「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方やOIに必要な考え方の理解を促進するための資料としてガイダンス（仮称）を作成した。なお、ガイダンス（仮称）は読みやすさの観点からデザインを工夫し、表紙デザインおよび全体レイアウトを2案作成した。
- ガイダンス（仮称）は、事業会社（知財・法務担当など）、スタートアップ（特に、新規性のあるコア技術を基に事業を興そうとするスタートアップ）、スタートアップ支援者（VCなど）を主な想定読者として作成した。内容については、想定読者がOIに取り組む際に重要となるポイントについて理解できるように簡潔かつ具体的なものとした。なお、ガイダンス（仮称）に加えて、セミナー等での発表資料を想定した資料を作成した。

### ガイダンスのコンテンツ

本資料のターゲット（想定読者）
本資料を読むにあたって
改めて「オープンイノベーション」で大事なことは
モデル契約書を利用する際に留意すべきこと（モデル契約書はゴールデンスタンダードではなく、選択肢）
対価交渉のケーススタディ

- モデル契約書の作成方針としては、昨年度と同様に、「一般的なひな形ではなく、特定の協業ケースを想定したモデル契約を作成する」方針とした。
- したがって、モデル契約書はゴールデンスターダートではなく、従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示したものであるということを強調したい（モデル契約書は「想定シーン」の設定があるが故に、各条文において具体度の高い実践的な考え方の解説が可能となっている。反面、実際には前提条件が異なる様々なケースがあり、それらのケースではモデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能性がある）。
- また、モデル契約書の読み方ガイダンスを新たに整備したことで、「研究開発型スタートアップと事業会社によるOI（新素材分野）」のモデル契約書の読み方やOIに必要な考え方の理解を促進するための情報整備を行うことができた。

禁無断転載

令和2年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究  
オープンイノベーションを  
促進するための技術分野別契約ガイドライン（AI等）について  
（要約版）  
令和3年2月

請負先  
株式会社野村総合研究所  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャル  
シティ グランキューブ